

令和 8 年 第 6 回

教育委員会定例会会議録

とき 令和 8 年 5 月 2 6 日

品川区教育委員会

令和 8 年第 6 回教育委員会定例会

日 時 令和 8 年 5 月 2 6 日 (火)

開会：午後 2 時

閉会：午後 3 時 5 9 分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠
	委 員	吉原	幸子

出席理事者	教 育 次 長	小林	徹
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	石井	健太郎
	指 導 課 長	酒川	敬史
	教育施策推進担当課長	高木	圭一
	教育総合支援センター長	保土澤	尚教
	特別支援教育担当課長	新井	正康
	品川図書館長	三ッ橋	悦子
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	黒澤	有貴
	統括指導主事	石原	朋之

事務局職員	庶 務 係 長	安藤	尚之
	書 記	羽田	優太
	書 記	田島	希望

傍 聴 人 数 1 名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 38 号議案 品川区文化財保護条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 39 号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第 40 号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 協議事項 1 令和 8 年度教育委員会事務事業概要について
- 報告事項 1 令和 8 年度新入学学校別増減要因一覧について
- 報告事項 2 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 3 事務局職員の任免等について（休職）
- その他 令和 8 年 7 月行事予定について

令和8年第6回教育委員会定例会

令和8年5月26日

【教育長】 ただいまから、令和8年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員は、吉村教育長職務代理者、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の方がおられますので、お知らせをいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第3、報告事項2、教職員の任命等について（休職）、日程第3、報告事項3、事務局職員の任命等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第38号議案、品川区文化財保護条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第38号議案、品川区文化財保護条例の一部を改正する条例の立案請求について御説明いたします。

資料1をお願いします。初めに、改正の趣旨でございますが、このたび区指定文化財制度に加え、新たに区登録文化財制度を創設することによるものでございます。詳細につきましては、この後、御説明いたします。

項番1、改正の概要でございますが、区登録文化財制度の創設に伴い、文化財保護条例の一部を改正いたします。また、文化財保護法の一部改正に伴う引用条文の整理、その他文言修正についても、併せて行います。

次に、項番2、改正の内容でございます。（1）といたしまして、登録文化財制度の創設につきましては3点ございます。1つ目、第5章と第6章の間に、新しく「区登録文化財」の章を追加いたします。2点目、文化財保護審議会への意見聴取について条文で規定いたします。3つ目、区民からの「申出制」について条文で規定いたします。

また、（3）その他といたしまして、令和3年の文化財保護法改正において、「地域社会全体で国民の財産である文化財を守っていく」視点が示されたことから、品川区においても、区民との「協働」の視点を条文に盛り込みます。

最後に、項番3の施行期日でございますが、令和8年8月1日を予定しております。

続きまして、次ページの第38号議案 補足資料をお願いします。区登録文化財制度の概要について補足説明いたします。

項番の1、登録文化財制度の導入趣旨でございますが、区内には、区指定文化財の基準には満たないものの、歴史的・学術的に価値のある文化財が数多く存在しております。本制度は、これらの貴重な文化財を「登録文化財」として認定し、広く区民に周知すること

で、その保存と活用を促進することを目的としております。

項番２、登録文化財制度の特徴といたしましては、（１）緩やかな登録基準であることでございます。本制度は、地域の歴史や文化を知る手がかりとなる財産の保護を目的とするものとしております。そのため、登録基準は指定制度と比べ、やや緩やかなものとし、地域に密着した基準とするものでございます。

（２）緩やかな規制と自主的な保護でございますが、こちらは本制度による規制等を最低限度にとどめ、文化財所有者等の自主的な保護を図るものとしております。

項番３は、区指定文化財制度と区登録文化財制度の対比を示したものでございますが、このたび創設します区登録文化財制度は、区指定文化財制度を補完するものでございまして、地域に密着した文化財の掘り起こしや、区民への普及の促進を図り、指定、登録文化財、両制度による保護活用により、区民の郷土への関心や愛着を深めることを目指してまいります。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。この地域関連の今回は登録文化財ですか、非常に大事だと思います。そのときに、今の例えば市民科だったりとか、学校教育や遠足、修学旅行といいますか、研修的なもの、ツアーも含めて、子どもたち、児童生徒に近いということが重要です。そうすると、今までやっていますとか、検討していますと回答をいただいているので、やっていることは分かるんですけど、その回数をより増やしていくとか、周知を徹底して、子どもたちにできるだけ足を運んでもらうということをしたほうがいいと思うんです。

その点の現状とか、今後どうしていくかみたいなことが、一緒に進まないといけないと思うんですが、その辺りっていかがでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、私からお答えできる範囲でございますけれども、現状、区指定文化財制度ということで、これは国の登録、都の登録、区の指定ということがございますけれども、市民科の学校教育の中においては、品川博士になろうというようなことで、例えば大森貝塚であったり、その他の歴史的文化の要素、伊藤博文公のお墓であるとか、そういうところで、この地域に存する歴史、文化にしっかりと理解を深めてもらうというような教育はしているものと認識しております。

加えまして、この登録文化財制度に伴って、これから、これをお認めいただいた際には、一つ一つ所有者の御意向も踏まえて、この登録制度の趣旨に沿って進めてまいりたいと思いますので、この辺り、区民への理解、周知、それから協働という視点を忘れることなく、かつ、学校教育の部分においても、これはまた教育の中身については、教育委員会の中でも議論というか、検討が必要かと思われますけれども、こうした登録された文化財についても、子どもたちの理解が深まるような方法で進めていくことができればと考えております。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。数点質問させていただきたいんですが、この登録文化財制度で、今後、何件か、どれぐらいの登録があるのを見込んでいるのか。

あと、具体的に今、ここら辺を登録文化財としようかなと思っているものがあれば、幾つか教えていただけたらなと。

あと、予算の面は、修理等、保護事業費補助金のみとあるんですけど、どれぐらいを見込んでいるのかをざっと教えていただければなと思います。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 現時点で、まだ具体的な所有者の方との折衝というか、確認という段階ではございませんけれども、大体見込んでおりますのが、ストックとして、あくまでも目録というか、指定には至らないものの、この地域、品川区ならではの文化的価値、歴史的価値があるような財産については、30件ほどストックがございます。

若干具体的に申し上げますと、大井地区とか、八潮地区で太鼓をやっているような、いわゆる無形のもの、そういうものについても、なにも形がある有形文化財のみならず、品川区の活動、取組、こういったところを尊重した上で、こういう対象にもしていくことができると見込んでいるところでございます。

加えまして、予算の部分でございますけれども、区の指定文化財制度というのは、かなり強い規制を受けると。保護とともに、保護の一方で強い規制を受けると。色合いであるとか、形であるとか、形状ということを、安易に変えてはいけなと。これは、届出、許可が要するということです。

それに対して、この登録文化財制度というのは、どちらかというと、そういう区として登録することで、その財産の価値を広く区民に知っていただくとか、それから所有者の方に、保護、継承、そういった意識を改めて持ってもらうですとか。そういった中では、現時点では修理、修繕等の区の支援を見込んでおりますが、この辺りは、今年度、実際にどれほどの財産を登録するかにもよりまして、必要なものについては、件数が具体的に何件と、今から見込まれるものではございませんけれども、ここに書いているような支援がとれるようにというところは、区の企画財政部門とも事前に協議をした上で進めていけるようにというところでございます。

以上です。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

それでは、品川区文化財保護条例の一部を改正する条例の立案請求について採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第38号議案、品川区文化財保護条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第39号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いしま

す。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より 39 号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、御説明申し上げます。

資料につきましては、資料 2 を御覧くださいませ。まず、御説明の前に、品川区の学校医等の身分について御説明をいたします。品川区の学校医等につきましては、非常勤の職員としての身分を用意してございます。医師会、歯科医師会、薬剤師会に登録をしている方から、教育委員会が規則で委嘱をしているものでございます。

通常、地方公務員は地方公務員災害補償法に基づき、公務災害の補償がなされておりますが、公立学校の学校医等につきましては、個別の法律である公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律によって、保障の内容が定められております。

具体的にはその内容が政令によって規定されており、その上で各都道府県や市区町村が条例で基準を制定しているという仕組みになってございます。

今回の条例案につきましては、お手元の資料、項番 1、改正理由にございますとおり、東京都の「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正が行われ、品川区につきましても、この条例と補償内容を同一としておりますので、この改正に併せて同じような改正を行うものでございます。

項番 2 の主な改正内容でございます。公務災害補償の補償基礎額を改正いたします。資料には、学校医及び学校歯科医の経験年数 10 年以上、15 年未満の金額を 1 万 4,175 円から、1 万 4,397 円に、経験年数 15 年以上、20 年未満の金額を 1 万 4,175 円から、1 万 5,198 円に引き上げる旨、記載をしてございます。

それ以外の改正額を含めました新旧対照表につきましては、資料 2 全体の 5 ページ目、PDF の資料全体では、52 ページ目以降に新旧対照表を掲載してございますので、御確認いただけたらと思います。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとなつてございますけれども、附則のところで、適用日は令和 8 年 4 月 1 日としておりますので、4 月 1 日以降により、支給すべき事由が生じたものについての適用となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。では、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第 39 号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第40号議案、品川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 私から、第40号議案、品川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、御説明いたします。

本議案は、品川区附属機関として設置している、いじめに関する第三者委員会の人材確保及び調査体制の維持を図ることを目的としたものでございます。

改正の内容といたしましては、品川区附属機関の構成員、品川区いじめ対策委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、品川区いじめ対策委員会の委員長報酬を2万3,000円から3万円に、委員報酬を2万円から2万3,000円とするものでございます。

なお、いじめ対策委員会は、1回当たり2時間から3時間程度の審議を行っており、年間30回以上実施しているのが現状でございます。本件は、公布の日から施行予定でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 今の説明で、多分こういうことだと思うんですけども、年間30回以上やっていて、1回につきこの額ということによろしいですか。確認です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 御指摘のとおりでございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。見逃していたら、すみません。今回、2万3,000円から3万円、2万円から2万3,000円。これは、ベンチマークというか、なぜその分だけ上がったんですか。すみません。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 価格が上がっている一番の理由は、このいじめ対策委員会の審議をしていただく専門家の報酬、これをしっかりと確保して、そして、迅速に対応するために、この価格を上げて、そして人材確保をしっかりとしていくことを目的としたものでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ごめんなさい、私の聞き方が。この3万円の妥当性というか、上げることは賛成で、人材不足、人手不足は報酬だけじゃないものの、上げていけないと思うんです。なので、ごめんなさい、2万3,000円が3万円。2万3,000円を倍にして、4万6,000円という考え方もあるかもしれませんが、2万9,000円かもしれません、3万2,000円かもしれませんが、その辺りは3万円とか、2万3,000円って、なぜその分上がったんですかという妥当性というか、確かさというか、蓋然性を教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 ほかの自治体でも、こういった調査委員会が行われておりますけれども、そういった各自治体の情報も集めて、そして、品川区では、このいじめ対策委員会をより確実に行っていくために、今回、委員長は7,000円という形で価格を上げたものでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。他の自治体を参考にされたということで、分かりました。今回だけじゃなくて、もっとほかの自治体を参考にして、上げるものは上げる、分かりませんが、下げるものは下げるということにするというのが、民間でもありますから、1つのやり方としては、どんどんしていくべきだと思います。

ごめんなさい、もしかしたら課が違うかもしれないんですけど、聞きたいんですけど、例えば、地域コーディネーターとか——民生委員は少し外れると思うんですけど、民生委員の方とか、無報酬で実費が出るとか、交通費の実費補助が出るとか、どうかとかいう議論はありますけど、そういう民生委員の方々とか、地域コーディネーターの方の時給単価を上げるとか、さらによりよい人に来ていただくために、経験年数、役割に応じた加算とか、規模や地域活動量に応じた加算とかいう考えもあると思うんです。

なので、点で考えるべきじゃないと思っていて、Aという役割の人たちを上げるんだったら、Bはどうなんだと。これ、またAからZまですると大変なんですけど、何か課題だというところを引き上げるという検討するのはありだと思っています。それが、子どもたちの、あるいは地域の教育にとって未来があると思うので、その辺りというのは、指導課所管の市民科も含めて、どういうふうにお考えか、ちょっと聞きたいんですけど、よろしいですか。

【教育長】 民生委員については所管が違いますので、教育委員会として応えられる範囲でお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 ほかの所管課のところは答えはできませんけれども、今御指摘いただいたところ、検討していくということは非常に重要なことだと思っています。ただ、その中で、全体の新旧対照表の中にある、今回で言えば附属機関、様々ございますけれども、そういった全体の中に照らし合わせた上で検討、判断していくことが重要だと認識しております。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。いじめとか、そういう専門家の方の確保ができないというのは、この教育委員の私よりも、内部の方のほうが知っていると思うんですけど、やっぱり、これから地域との関わり、社会との関わりというのは、総務課ができていくぐらいなんですから、市民科は他との関わりだけじゃないんですけども。なので、これもずっと言われている話。

じゃあ、一方で、こう言うと、いやいや、濱松さん、報酬を上げたからっていい人が来るんですかという話になるんですけど、それってどの問題にも言えるんです。Aさんを上げて、いや、1万円上げて、Aの役割の人、来ますかと。同じことを言われたので念を押したいんですけど、私が言いたいのは、検討はすべきだと思うんです。それをするか、

しないかを、この前の懇談でもいいかもしれない、皆さんの中でのプロジェクトチームでもいいかもしれない。

それを一旦やってみて、じゃあ、もしかしたらやり方が悪くて、また、つまりいて、もしかしたら報酬を上げて、いい人は来なかったやんと。それは周知の問題だったかもしれない。いや、また違う、学校との関係でどうだったかもしれない。いや、やっぱり、活動する時間帯が30代、40代の人たちをあえてターゲットにするなら、どうしてもこの平日の日中というのは難しいのかもしれないというようなことをいろいろ考えた上で、検討はすべきだと思うので、繰り返しますけど、今回の件でいじめの専門家の方々というのは、私は上げていきますし、それならば、じゃあ、ほかの者はどうするんだということとは、ぜひ考えてほしいなと思いました。

同じことを言っているのです。以上であります。

【教育長】 ほかにございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 すみません、もう一つ教えてください。毎年、何件か報告が上がってきて、私が勝手に勘違いしていたのかもしれないですけど、このいじめ問題調査委員会、先ほど30回以上、年間を通してやっているということなんですけど、これ、調査委員会のメンバーというのは何人いるんですか。その決まっているメンバーが、年間30回以上やるということなんですか。

そうすると、毎年上がってくる報告書というのは、そのメンバーが毎回作って上げてきているという、そういう理解でよろしいのかどうか、お聞きしたいです。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 メンバーについてですけれども、まず委員長が1名、それ以外の委員が7名。その7名のうち、臨時で参加してくださる方も2名いらっしゃるという形で、基本的には同じ委員の方が出席して、審議をしていただいているというところでございます。

【教育長】 吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 そうすると、今のこの報酬の話というのは、委員長と7名の委員のことについてということでしょうか。臨時で入る場合というのは、案件が多い場合に臨時で入ってもらうという、そういうことで、臨時に入る場合の報酬は、これとはまた違うという理解でよろしいですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 臨時で入っていただく場合というのは、案件が複数にまたがる場合もありますし、または、いつも参加してくださる委員の方が出席がなかなかかわないという場合に、臨時でお願いをする委員の方もございますと。

その臨時で御出席いただく場合にも、報酬については、今回お示しした報酬をお支払いするという形で進めてまいります。

以上です。

【教育長】 吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。そうすると、少なくとも委員長さんは、年間30回以上出ていると、そういうことになるわけですね。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 基本的にはそういう形になっております。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにございますか。

それでは、品川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、採択したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。第40号議案、品川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決すること決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、令和8年度教育委員会事務事業概要について、説明をお願いします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、令和8年度の教育委員会の事務事業概要について、御説明いたします。冒頭部分については、私から御説明させていただきます。まず表紙がありますけれども、事務事業概要（令和8年度）版となっております。その後、まず最初に掲げておりますのが「教育目標」でございます。昨年度に引き続き、品川区教育委員会の「教育目標」及び「基本方針」のところでは、最初に「教育目標」を掲載してございます。

2ページ目から5ページ目になりますけれども、こちらについては「基本方針」について、1番の「豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進」から、2、3、4と続き、5番の「生涯学び、活躍できる環境の整備」まで、5項目に分けて、品川区の長期基本計画や教育目標について、こういった取組方針で進めているということを記載しているものでございます。

続きまして、6ページに移りまして、ローマ数字のⅠ、教育委員会でございます。冒頭の文に書いてありますけれども、地方教育行政法に基づきまして、合議制の執行機関としてこの教育委員会が置かれていることの説明のほか、教育長及び教育委員の皆様の氏名、任期、あるいは、教育委員会の開催状況などを表のとおり記載しているものでございます。

続きまして、隣の7ページ目でございますけれども、教育委員会事務局の組織を一覧にしております。教育長、教育次長の下に庶務課、学務課、指導課、教育総合支援センター、品川図書館といった組織に、5人の課長及び3人の担当課長を設置していることとか、各課に置かれている係の名称及び人数などを記載しているものでございます。

8ページにつきまして、8ページ、9ページというのがⅡに入りまして、品川区の教育でございます。令和7年度から施行している品川区の教育振興基本計画、品川区の教育ビジョンの下、令和11年度までの行動目標、取組をまとめたアクションプランに基づき、各施策を進めていることなどを紹介しているページとなっております。

続きまして、10ページ以降につきましては、各課の事務事業になってまいりますので、それぞれの所管課長より御説明申し上げます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、所管ごとの事務分掌について御説明いたします。事務事業概要下段のページ数、10ページをお願いいたします。庶務課でございますが、4つの係で構成しており、所掌する主な事業は、教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の運営、予算・決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員のうち、事務、用務職の人事業務等を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築・修繕などの維持管理、そして、文化財の保護・活用などを所掌しております。

次ページをお願いいたします。具体的な事業内容です。まず、庶務係では、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

さらに次ページに参りまして、同じく庶務係では、学校勤務職員のうち、用務職員に関する人事事務や、会計年度任用職員である学校事務職の任用や研修、また、教職員の健康管理業務を担当しております。

PTA関連事業では、少年少女スポーツの普及として、校庭開放をはじめ、次ページに参りまして、家庭教育講演会の開催や、家庭教育学級等の委託、家庭教育力の向上に関する支援を行っております。

また、さらに次ページに参りまして、83運動として、子どもの見守り活動の推進や、その他の業務といたしまして、学校に勤務する職員の被服貸与、児童の通学安全確認業務、また、学校で発生する様々なトラブル対応について、必要な際に随時法律の専門家等へ相談ができる体制を構築しております。

続きまして、事務事業概要14ページから16ページまでの学校施設計画係、学校施設整備担当の事務事業概要につきましては、この後、学校施設担当課長より御説明申し上げます。

それでは、17ページをお願いいたします。文化財係でございます。文化財保護審議会につきましては、任期2年の委員10名で構成しており、年3回程度審議会を開催し、文化財の保護及び活用に関する重要事項を審議しております。

文化財の保存と活用については、令和8年4月1日現在の区文化財の指定件数は143件となっており、文化財保護及び保存の観点から、それぞれ保護奨励金を交付しております。そのほか、文化財巡りを実施し、区内の文化財を知っていただく機会の提供や、一般公開などの普及啓発事業を実施しております。

私からの説明は以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 事務事業概要資料、14ページを御覧ください。私からは、中ほどに記載の学校施設計画係について御説明いたします。

当係では、学校改築に係る計画及び調整を担当しております。現在、小学校5校、中学校2校の改築を進めております。改築の進捗状況につきましては、着手の早い順に、第四日野小学校は今年度、外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。浜川中学校は、今年度、新校舎棟が竣工する予定です。城南第二小学校は、令和9年度の新体育館棟竣工に向け、工事を進めております。源氏前小学校は、今年度、新校舎棟の第1期工事が完了する予定です。鈴ヶ森小学校は、令和11年度の新校舎竣工に向け工事を進めております。

次ページをお開きください。浅間台小学校は、現在、仮設校舎建設工事を進めております。東海中学校は、現在、実施設計を進めております。

また、周辺道路や敷地条件などにより、改築が特に困難な三木小学校及び大崎中学校については、円滑な建て替えに向け、基本構想を策定してまいります。

続きまして、学校施設整備担当について御説明いたします。当担当では、学校改築に係る工事に加え、既存校の大規模改修工事や、維持修繕、設備の保守点検等を担当しております。今年度実施する主な改修工事として、校舎棟整備につきましては一覧表のとおり、便所改修、空調改修などを記載の学校で予定しております。

次ページをお開きください。外壁、屋上防水工事は、記載のとおり、小学校、中学校合わせて8校で実施する予定です。また、学校体育施設整備費では、屋内運動場の床改修やプールの熱中症対策などを記載の学校で予定しております。なお、中東情勢による資材供給状況の悪化に伴い、今後、工事スケジュール等が変更となる可能性があります。日々情報収集を行うとともに、学校運営への影響を最小限に抑えられるよう、臨機応変に対応してまいります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 私からは、学務課の事務事業概要について説明を申し上げます。

事務事業概要19ページを御覧くださいませ。学務課の事業は、学校選択制をはじめとする就学事務、学校備品など、教育環境の整備、校務や教育事務の効率化、ICT機器を活用した教育活動を展開するための環境整備と、健康診断や学校給食、宿泊行事等の実施を行っております。

事務分掌は、学事係、校務情報管理対策担当、保健給食係の2係1担当主査にて行っております。

事務事業概要20ページを御覧くださいませ。こちらには、学校選択制について記載しております。小学校・義務教育学校（前期課程）の選択制は、隣接した通学区の学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、区内全域からの希望申請ができるような制度となっております。

次のページでは、令和8年度の入学に関するスケジュールが、そして、その次のページにつきましては、希望申請の状況をそれぞれ記載しております。

事務事業概要23ページには、学級編制について記載がございます。小学校は、令和7年度に全学年で35人学級となりました。中学校では、令和8年度から3か年かけて、35人学級が進められております。状況につきましては、本ページの表のほか、事務事業概要63ページから64ページに表を掲載しております。なお、こちらにつきましては、5月の状況を記載しておりますので、後ほど御確認いただけたらと存じます。

続きまして、事務事業概要24ページには、就学援助の記載がございます。こちらは、経済的に就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品等の援助を行っております。

次のページには、受給状況を記載しております。続きまして、同じページですけれども、特別支援学校私費負担軽減補助でございます。こちらは、区立学校で行っている各種費用の無償化による経済的負担の軽減を、品川区在住で特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者に対して実施するために必要な予算を計上しているものでございます。

続きまして、補助教材費保護者負担軽減事業でございます。令和6年度からの実施でござ

ざいまして、保護者の負担が大きかった補助教材の購入費用について、公費負担を行っております。

事務事業概要 26 ページには、標準服購入費用、保護者負担軽減事業を掲載しております。昨年度より事業を実施しており、区立中学校の新 7 年生及び義務教育学校 5 年生を対象に、標準服のブレザー、ジャケット及びスラックス、スカートの夏・冬服の購入費用を公費負担しております。

続きまして、校務情報管理対策担当の業務でございます。こちらの係は、学校の情報安全管理対策ですとか、学校事務や校務教材系のシステム、児童生徒の 1 人 1 台端末の運用管理等の学校 I C T 全般を担当してございます。今年度については、校務支援システムの更改ということで、現在プロジェクトを進めているところでございます。

最後に、事務事業概要、27 ページからは、保健給食係の概要について記載がございます。学校保健としては、各種感染症対策、健康診断、学校の環境衛生の整備などを実施する学校保健の分野、そして、事務事業概要の 28 ページは、学校給食ということで記載してございます。

続きまして、事務事業概要 30 ページでは、独立行政法人日本スポーツ振興センター事務、そして、6 年生、7 年生の移動教室、5 年生の夏期施設を実施する校外施設の事務のほか、修学旅行無償化事務も実施しております。

学務課は、主に教育活動に関するインフラ整備の側面から、児童生徒の教育環境整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上で、学務課の事務事業の概要の説明を終わりにいたします。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について、教育施策推進担当以外の部分について説明いたします。

32 ページからを御覧ください。指導課では、教職員の人事、服務、給料、研修等に関すること、一貫教育や、品川コミュニティ・スクールなど、教育施策の企画に関すること等を行っております。事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の 3 つのラインで進めております。

33 ページを御覧ください。まず、教職員人事係は、人事服務、働き方改革と人事関係の業務を中心に行っております。

34 ページに参りまして、区固有教員の採用につきましては、令和 8 年 4 月 1 日現在、37 名の教員を任用しております。本年度は、令和 9 年度に任用する教員、5 名程度の採用事務を行ってまいる予定です。また、34 ページ、中段以降に掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員、非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与、旅費に関する事務を行います。

35 ページ中段に掲載しております、学校働き方改革についてですが、全区立学校、幼稚園へのスクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐の配置や、教員の勤務時間内の電話委託などを行っています。また、小学校第 1 学年から第 3 学年までにおいて、副担任相当の業務を担うエデュケーションアシスタントの全校配置を、令和 7 年度から行っております。加えて、令和 7 年 6 月に国が公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法を改正したことを踏まえ、品川区教育委員会では、令和 8 年 3

月に「働きたい職場・しながわ～学校における働き方改革推進プラン～」——この前、お示しさせていただいたものですが、こちらを改訂し、これを区における「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけたところでございます。

36ページ中段から次のページにかけては、指導主事及び学校地域連携系の事務事業となります。一貫教育の推進につきましては、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や、小中一貫教育全国連絡協議会の運営も行います。

また、令和8年度、9年度は、次期学習指導要領の改訂に合わせまして、品川教育検討委員会において、品川区立学校教育要領の改訂を進めてまいります。併せて、学力定着度調査、指導助手を活用した学習指導の充実、特色ある教育活動等の品川区独自の施策についても、引き続き実施してまいります。

37ページ、下段に掲載いたしました品川コミュニティ・スクールについてですが、令和5年度から、全ての校区教育協働委員会で、よりよい学校にしていくためにはという趣旨の子ども意見を聞きながら、熟議を通して課題解決を深めてまいりました。今年度も、引き続き実施してまいります。

また、令和9年度からの法定化に向けまして、今年度は規則改正や周知に取り組んでまいります。

38ページから39ページ中段は、品川英語力向上推進プランについてでございます。品川区では、小学校及び義務教育学校（前期課程）の1年生から、教科としての英語指導学習を行うとともに、記載のとおり様々な関連施策を展開しております。

39ページに掲載の品川オンライン英会話レッスンにつきましては、令和3年度に全ての8年生を対象に開始しましたが、現在は全中学校・義務教育学校（後期課程）の全ての生徒を対象として実施しています。

39ページ中段は、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業でございます。これまで推進してまいりました、オリンピック・パラリンピック教育、しながわ学校2020レガシー事業として継続してきた教育活動を継承しながら、令和7年度のデフリンピック東京開催を契機としまして、時代に即した形に再構築して実施しているものです。パラスポーツ体験授業や、各種施設・団体との交流活動など、障害者理解や日本文化理解に係る取組や、スポーツ体験の機会を創出しております。また、昨年度から、全ての学校において手話に係る体験学習等に取り組んでおります。

39ページ下段にございます、部活動地域展開等推進経費につきましては、部活動を持続可能な取組とするとともに、児童生徒の多様な体験機会を確保してまいります。また、スポーツや文化の楽しさ、喜びを感じさせることで自己実現へつなげ、学校教育の質の向上も図ってまいります。昨年度中に、「しながわ部活動改革実行ビジョン2031」を策定しました。これに基づき、令和6年度から開始した学校部活動の民間委託を拡大するとともに、令和5年度から実施し、令和7年度からアート部を加えました地域部活動の充実にも取り組んでまいります。

最後に、幼保小連携推進経費に関してです。令和7年度から、都の事業として、とうきょうすくわくプログラム推進事業を、全ての幼稚園で実施しています。乳幼児の伸びや育ち、好奇心と探究心を応援する幼保共通のプログラムです。

指導部からは以上となります。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 続きまして、教育施策推進担当から、市民科の改訂と推進、大きくはこの2点になります。

1点目、市民科の再構築です。国の学習指導要領改訂に伴い、区独自教科である市民科の改訂を行います。これまでの実施状況や目標の達成度について調査を行い、有識者を交えた検討委員会において、成果と課題の洗い出しを行っております。今後は、国の教育動向や社会情勢の変化を捉え、これからの時代に必要な資質を再定義した上で、新たな市民科をつくってまいります。

2点目は、現状の市民科の充実、推進です。市民科では、地域の伝統や文化、礼儀作法等を学ぶ授業があり、そこでは茶道をはじめとして、外部専門家の方を積極的に活用して、教員と専門家が連携しながらの授業を進めております。また、第3学年以上で展開している年間35時間の探究的な学習では、地域や企業との連携をさらに充実させ、探究的な学習について、3年生から9年生までの小中一貫プランの中で学習の充実を図ってまいります。

特に第7学年においては、学習支援アプリを新たに導入いたします。これにより、生徒一人一人の興味関心に基づいた個別最適な学びを支援し、自律的に課題を解決する力を引き出してまいります。

続いて、41ページを御覧ください。本区では、スチューデント・シティ、CAPS、ファイナンス・パーク等の経済体験活動を行い、社会の形成者として、また優秀な消費者として、将来の区民として、安定した生活を築くための学習を進めております。これについても、実社会の仕組みを肌で感じるこれらの活動を通じて、将来の進路選択、意思決定能力の基礎を培ってまいります。

私からは、以上です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 引き続きまして、教育総合支援センターの事務事業について御説明いたします。42ページをお開きください。教育総合支援センターの主な機能は、(1)教育課程、学習・生活指導、体力向上施策の推進。(2)いじめや不登校対策、(3)特別支援教育の充実、(4)教育相談室の運営と、(5)教員研修でございます。

事務分掌及び他課との連携事業は、42ページ後半から43ページにかけて説明がございます。各係担当の事務事業は、44ページから49ページとなっております。

まず、44ページの教育事務係を御覧ください。教育総合支援センターの管理・運営、教育資料展示室、市民科、各教科の事務、学校における教育活動の支援、部活動指導員の配置等を行っております。

続いて、45ページ、不登校・相談担当についてです。不登校等の対応として、今年度も継続していくのが、まずマイスクール4教室の運営でございます。マイスクール八潮と、マイスクール西大井において、昨年度、令和7年度から昼食の配食を開始しておりますが、今年度中に全てのマイスクールにおいて希望者に配食ができるよう、進めてまいります。

また、引き続き、校内別室指導支援員の全校配置、仮想空間、メタバースを活用した学習支援、居場所づくり、不登校ポータルサイトの運営、フリースクール利用料等助成事業

を行ってまいります。そのほか、教育相談室の運営も行っております。また、こちらに記載はございませんが、今年度から品川区における学びの多様化学校設置に向けた検討を始めまいります。

続いて、47ページの学校支援担当です。教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、学校安全対策推進員、事務担当が所属しております。学校に対して社会通念を超えた対応が求められる場面などに、指導主事やスクールローヤーとも連携をして支援チームを組織し、諸問題の早期解決に向けた対応を行ってまいります。

今年度からは、学校へ区費専門職となるスクールカウンセラーを追加配置し、スクールソーシャルワーカーの巡回支援を行うことで、学校で安心して相談できる環境の構築を図ってまいります。

続いて、いじめ対策担当です。令和6年度より開始した、いじめ予防プログラムの実施のほか、品川区いじめ対策委員会の運営、品川区いじめ根絶協議会の運営を行っております。学校支援担当に所属している専門職や、スクールローヤーを活用し、さらに、いじめ調査専門員を教育総合支援センター、いじめ対応サポーター8名を学校に配置し、調査ツールの活用や、いじめの未然防止、早期発見につながる取組を進めてまいります。

続いて、48ページを御覧ください。指導主事の業務になります。体力向上施策の推進や、人権同和教育の推進、教員研修、校内研究の推進を行っております。また、事業の実施につきましては、令和7年度、昨年度より年4回を上限としております。

続いて、特別支援教育担当課長より御説明いたします。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私からは、特別支援教育の事務事業について説明いたします。特別支援教育担当では、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っております。具体的には、校内体制の整備充実に向けた取組、個別支援学級、特別支援教室の整備充実などを図っております。

それでは、事務事業概要の項目と、新規の内容について御説明をしていきたいと思っております。事務事業概要の下ページ、49ページ、PDFのファイルは113ページを御覧ください。教育のインクルージョンの推進及び特別支援教育充実では、共生社会の実現に向けて、特別な教育的ニーズのある児童生徒、一人一人の生活、学習上の困難を改善、克服するため、在籍学級における専門家の訪問相談等により、支援方法に対する助言等を行っております。

また、特別支援学級の新設等も実施しておりまして、今年度は富士見台中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の来年度の開設に向けて、必要な工事、備品整備等を行っております。

次に、50ページには、就学相談・転学相談の実施について記載してございます。就学相談では、区の電子申請サービスによる申請を基本としております。今年度の就学相談の受付は新1年生については3月23日から、新7年生については5月1日から開始しており、10月の9日まで受付期間としてございます。就学相談についての理解促進のための保護者向け説明会についても、関係機関とも連携し、広く周知できるようにしてまいります。

次に、医療的ケアが必要な児童生徒への支援、また、学校生活支援員・学習支援員の配置について、こちらについては昨年度に引き続き記載させていただきます。

ページ、お進みいただきまして、51ページには、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置について記載しております。巡回相談員の配置につきましては、小学校、中学校、義務教育学校の3校から5校を1つのグループといたしまして、1名の巡回相談員が定期的に訪問しております。今年度より、巡回相談員の人員を10名から12名に増員いたしまして、巡回の頻度を増加してございます。

次に、発達障害教育支援員については、全区立小学校・義務教育学校（前期課程）に1名を配置してございます。令和7年度より、15学級以上の規模の大きな学校につきましては2名配置とさせていただいております。

続きまして、特別支援教室の実施、清水台小学校「さいかち学級」の運営について。こちらについては、昨年度に引き続き、同様に記載してございます。

最後に、特別支援教育推進計画の策定について御説明いたします。区では、「品川区教育振興基本計画・品川区教育ビジョン」、同計画に基づくアクションプランで示された、誰一人取り残さない、きめ細やかな教育、ダイバーシティ&インクルージョンを目指した教育、こちらを実現するために、中長期的な特別支援教育の方向性や関連施策を、計画の中で包括的、体系的に整理するとともに、相談体制の充実、特別支援学級の充実などについても盛り込む予定であります。

また、計画の検討に当たりましては、外部の有識者、保護者代表、障害者団体の代表、学校長など、多様な立場の委員から構成する委員会を設置いたしまして、検討を進め、年度内に計画を策定する予定でございます。

私からは以上になります。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは、品川区立図書館の事務事業について説明いたします。

52ページを御覧ください。電子資料116ページでございます。区立図書館では、図書や視聴覚資料の貸出し、地域に関する情報の提供のほか、ビジネスや学習の支援、各種の研修やおはなし会などのイベント等、利用者のニーズに応じまして幅広いサービスの展開を実施しているところでございます。

また、平成27年度からは、品川図書館を除く地区図書館においては、指定管理者制度を導入しております。

事務分掌は記載のとおり、管理係は課の庶務担当を担当し、事業担当の第1担当は一般図書等、第2担当は児童図書等を担当し、3つの係で図書館業務を運営しております。

他課との連携事業は、黒いひし形の2つ目、学校図書館サポートとして、区立小学校・中学校・義務教育学校、学務課と連携いたしまして運営支援要員を配置し、学校と図書館をネットワークでつなぎ、区立図書館の所蔵資料の貸出しなどを実施しております。

53ページを御覧ください。黒いひし形1つ目、子ども読書活動の推進では、「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館・学校・地域が連携して行動し、子どもたちの読書環境の整備、読書活動を推進してまいります。

次のページ、54ページを御覧ください。事務事業でございます。全館共通のサービスでございます。一番上の丸にございますように、品川区立図書館は、開館時間は、月曜日

から土曜日までは午前9時から午後8時まで、日曜日・祝日は午後7時まででございます。
休館日、取次施設などは記載のとおりでございます。

次のページ、55ページを御覧ください。黒ひし形4つ目、事業・行事の2つ目の丸、
障害者サービスに記載しておりますように、音訳図書、点字図書、さわる絵本などの利用
や、御自宅への配本などを実施しております。

次のページ、56ページ、一番上の丸印のティーンズ世代のサービス実施と読書活動の
推進でございます。「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、ビブリオバトル、POP
コンテスト等を行うとともに、中学生から大学生世代の図書館ボランティアを募集するこ
とにより、当該世代の事業への参画や、サービスの充実を進めております。

また、ティーンズ世代に、「図書館を身近な居場所」として感じてもらうため、品川図書
館・大崎図書館・大崎図書館分館では、定期試験前や受験シーズンに多目的室を自習室と
して開放しております。

4つ目の丸印、図書館広報誌の発行でございます。若い世代の方がより図書館を身近に
感じていただけるように、品川区立図書館広報誌「L i L i L i」、こちらは「Life Link
Library」の略でございますが、春・秋、年2回発行しております。

続きまして、57ページ、品川図書館が中央館として実施するサービスを御紹介してお
ります。黒ひし形4つ目と5つ目は、図書館に来館しなくても利用できるサービスとして、
電子図書館、音楽データベースの提供を行っております。

次のページ、57ページの黒ひし形、一番下の大崎駅西口図書取次施設（おおさきこど
も図書館）の運営では、次の58ページに記載してありますように施設の拡充を予定して
おり、こども図書室の読み聞かせスペースを拡張し、所蔵資料の拡充も図ってまいります。

引き続き、区民や図書館利用者にとってよりよい図書館づくりを目指してまいります。

次のページの60ページは、令和7年度の利用状況の集計であり、61ページは、図書
館資料購入予算額の推移をお示ししております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑はございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございました。大きいというか、大きく
はないんですけど、伺いたいことが4つと、あと細かなことで幾つかあります。

1つは、今、例えば指導課長の御説明の中で、コミュニティ・スクールのところでR9
の法制化に向けてと言ったのか——ちょっと聞き取れなかったかもしれませんが、要する
にR9から、コミュニティ・スクールを少し形を変えていくということなんだと思うん
ですけど、その辺りはこの事務事業概要の中にはなぜ書かなかったのかなということ。

同じことが、教育総合支援センターの学びの多様化学校の検討を始めていきますと。ま
だそういう段階ではないから、ここには書かなかったということなのか、結構大きいこと
なので、その辺はなぜこの中になかったのかなというのを思いましたので、それが1点目。

それから、この間、教育委員会でいろいろ話題になっていた都教委とか、全国の幾つか
の自治体が保護者啓発に向けていろいろな形で出していますよね、この間も総合教育会議
で話題になりましたけど。ああいうものについての品川区版というのは、どこかで検討は
しないのかどうかということ。それから、指導課長から、今年は管理職の研修を新たな形

で進めていますというお話があったので、その辺りのことは書かなくてもいいのかなというのは、ちょっと思いました。

それから、細かなことなんですけど、これはお答えいただければいいんですけど、まず、本当に細かくて申し訳ないんですけど、学務課も、この冊子でいうと、26ページの公費でやる対象物品というのがありますよね。教科書、または教科書の発行されていない資料、副読本であるとか、各種学習帳、練習帳とか、それから教育活動に使用する補助教材。

これは、学校が今年度はこういうものというふうに出してきたものについては、ほとんど認めているということなのか、それとも認められないものというのがあるのかどうかというのを、1つお聞きしたかったです。

それから、2つ目は、同じく学務課なんですけど、30ページのところで、校外施設のインフラ整備というふうにおっしゃっていたので、移動教室とか、林間とか、修学旅行での紹介のことについては書かれているんですけど、例えば社会科見学とか、遠足というのは今どの程度やっているか、コロナ禍の後には分からないんですけど、そういうバスなんかの公費負担もやっているということによろしいかどうかという確認ですね。

それから、36ページ、これ本当に細かなことなんですけど、指導課ですかね、一番上に教職員の服務事故の防止というのが書いてあって、ここを見ると、校長連絡会、副校長連絡会等々、中堅教員の研修とか、管理職による研修と書いてあるんですけど、一番服務事故防止の大事なものは初任者研修なのかなと。当然やっていると思うので、初任者研修というのは、本来入れたほうがいいんじゃないのかなというのは思いました、一番対象にしたいところなので。

あと、最後、46ページに不登校のことについて幾つかある中で、いろいろな支援をされているということで、とてもいいことなんですけど、いつかも話題になった不登校、あるいは不登校傾向のある保護者の方を支援する会というのをやっているんじゃないかと思うんです。ここにはどこにも書かれていないんですけど、それは今現在、名称は忘れたんですけど、かなり前からやっていたと思うんです。それは、今どうなっているのかというお聞きしたかった。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、コミュニティ・スクールの法定化のお話をいただきましたが、この事務事業概要は令和8年度の取組というふうなものとして捉えておりましたので、法定化については記載をしておりませんでした。個別の案件としては、またしっかり説明をさせていただきます。

それから、管理職研修については、36ページのほうに教職員研修という項目がありますので、この中に記載すべき内容を記載できたかなというふうに捉えております。

それから、服務事故防止、初任者対象にということですが、私自身が一番最初の初任者研修で話をしておりますので、そういったものを改めて今後、記載していく必要もあるかと考えました。

以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 幾つか御質問いただいた件にお答えします。まず、学び

の多様化学校の記載がここになかったという御指摘をいただいたところですが、予算として獲得して、そして事業として進めているものというよりは、品川区に合う学びの多様化学校はどういうものなのかという検討を始めていくという段階でございましたので、こちらに記載はしておりません。ただ、今年度しっかり検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目ですが、品川区版の学校と家庭、地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの御指摘があったかと思います。こちら、実際、教育総合センターにそれに対応する窓口を設置して、先ほどお伝えした支援チームが様々対応していく形にはなります。

その窓口とチームの動きに加えて、区としての考え方といいますか、それを東京都のものをモデルにして、各学校とも共有していく必要はあろうかなというふうに考えています。校長会のほうからも要望も出ていますので、どういう形にするかというのはもう少しお時間をいただきますけれども、ただ、検討をしっかりと、区としてどう判断していくかというところを、またお伝えしたいというふうに思います。

3点目の不登校の保護者の支援の場ですが、ファミリークラブ品川という取組をしております。ここで、例えば進路に関する情報ですとか、そういったところを共有していただいて、お子さんのサポートを家庭と共にやっていけるようにということで、実施をしております。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 補助教材費保護者負担軽減事業なんですけれども、支給実績として一番大きいものは、やはりドリルですとか、ワークブックが多いんですけれども、それ以外にも、絵の具、習字、裁縫セットですとか、理科実験セット、あとは家庭科なんかで使っている、お菓子を載せる懷紙、そういったものなんかも購入されている実績があり、多くのもので認められておるところでございます。

一方、対象外としているものは、これまでも各学校の令達している予算で購入しているようなもの、あとはアプリとか、そういうふうなものというのは、継続課金とかになってしまう都合もあるので、そういったものは対象外というふうな形となっております。

また、社会科見学なんですけれども、現在は3年生に係るバスの借りに上げについては、学務課のほうで借りに上げの補助をしているんですけれども。それ以外のものに関して、補助をしていないので、現状、どの学年で、こういった形の交通手段というのは、各学校により、現在把握はしていないという状況でございます。

【教育長】 吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございます。例えばファミリークラブなんかは書いてもいいのかなって。これ、そういうのがあると、保護者の支援についても取り組んでいるというのがよく見えるので、そういうのがあってもいいのかなと。あとは、確かにまだその段階、ここの中に書くような段階ではないものもあるということは理解できるので、また、今後、御検討いただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。最初に細かいことなんですけれども、4ページに「子ども110番の家」ってあるんですけど、これ、「子ども110番」に名前が変わったという話を聞いたんです。それは、PTAのほうで聞いたので、それがそのままなのかなというのが1つ。

あと、PTA関連事業のところ、今、各校がPTAではない組織を持ち始めていますので、PTAに限るような書き方じゃないほうがいいんじゃないかなというのを、少し思っております。PTAと、それに類似する団体とか、そんなような、幅を広げる書き方をさせていただいたほうが、いいかなという気がします。

あと13ページ、CAPワークショップ。このPTA主催に関して、多分PTAからお話がいろいろあると思うんですけども、開催についてまた御検討いただければなというところ。

あと、38ページの品川地域未来塾のところ、こちら、学習指導を行っていますという形で、すごくいいことを書いてあるんですけども、現場はなかなかこのとおりには多分できていないところが結構あって、予算はついているけれども、人がどうしても見つからないというようなところもあるので、できればここ、せっかく書いてあることが実現できるように、予算だけではない面でもサポートしてあげていただけたらいいのかなと思います。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、4ページです。これは基本方針の中の記載の1つに、「子ども110番の家」と書かれているというところがございますけれども、事務事業概要の冒頭の区の教育目標及び基本方針というところにつきましては、令和5年の11月14日、教育委員会決定というところで、これは令和6年4月1日適用ということで、この当時、国の教育振興基本計画の考え方などを踏まえて、誰一人取り残されずといったような要素も加えた上で、教育目標に反映させる形で、今整備を行っているところです。

その中の基本方針の表現として、このような表記になっておりますが、この分については、ほかもう少し軽微な修正が確かに必要な部分もあるんですけども、基本方針、それから教育目標のところは、頻回に改正する性質のもものではございませんので、今まさに区教育振興基本計画も進めておりますし、昨年11月に作成したアクションプランについても、これから教育委員会事務局全体として、しっかりと前年の検証も行った上で、必要に応じて、またこの辺り、教育目標、それから基本方針の表記の在り方についても、この教育委員会にお諮りをして、必要な見直しを図っていければというふうに思っております。

それから、PTAにつきましては、確かに委員御指摘のとおり、PTAと学校支援団体というような表記、いろいろ私のほうも、事務局から書類を発出するときはそのような表記をして、いずれの活動団体も飲み込めるような形で発信をしております。今回についてはこのような表記にさせていただいておりますが、今後、そのような形で、今のPTAの存続というか、活動の在り方に即したような表現になればよろしいかというふうに考えております。

また、併せまして、CAPにつきましても、今の現状を踏まえまして、これ教育総合支援センターと御協力というか、連携をして、いじめ予防プログラムも進んでおりますので、

この辺り、実施方法については、今見直しを図っているというところでございます。

説明は以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 地域未来塾については、まずは、各校の状況、それぞれあると思いますので、こちらを確認してまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにはございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。3点から4点あります。1点目が、紙の62ページ、資料、教育予算というところのそもそも論のところになるんですけど、例えば教育費内訳、これ330億ですかね。33,184,450千ぐらいですか。これ、これからのモニタリングのときの出し方として、やっぱり学校改築・改善が、当たり前だけど、めちゃめちゃ大きく占めると思うんですね。

言いたいのは、提案というか、してください。そうじゃないと、我々、判断が難しいところがあります。何かというと、その改善のものを入れたバージョンと、外したバージョンをつくってほしいんです。つくるといっても、そのデータを取って、載せるだけなので、つくるも何もマイナスしたらいいだけなんですけど。

それで、右の構成比のところも、ちょっと変わってくると思うんです。その教育費推移を見たり。なぜそんなことを言うかという、ハードとソフト、全てが学校管理費をハードと言うつもりはありません、ICT活用などもありますから。なんですけど、大きな部分がそっちに行っちゃうと、ほかのところって幾らになっているんだっけとなって、なかなか分りにくい。内訳ってどのぐらいの推移で動いているんだっけというのが分りにくいので、私としては、教育推進費、学務費、指導費、図書館費がどう動いているかというのを見たいし、見るべきだと思うんです。

なので、そんなに大きな作業じゃないので、一旦それでどうこの5年で見えてくるかというのを、もちろん今日じゃなくていいですから、ぜひやってくださいと、我々が見やすくなるように。それが1点目です。

2点目が、さっき吉村さんが言われたところの校長の研修というか、マネジメントで、指導課長のものもありますし、私たちも教育委員としても提案させてもらったので、これ、タイミング的に、まだ希望的に、まずはステップゼロ、ステップワンなんだというところで、あえて大きく書かずに、人材育成だったり、管理職人材育成というところになっていると思うんです。

私は、民間から来て、この教育委員になって約2年ですけど、校長の存在というのは間違いなく大きい。これは、誰と話しても、誰も異論はないんですよね。なので、ここは品川区指導課、品川区教育委員会事務局としても、そこに思い入れがあって、まずはステップワンとして動いているんだというところは、私は区民や政治家を含めて見せるべきだと思いますし、こういうふうにやろうとしているということ。

まだその段階じゃないんですと言っても、じゃあ、いつの段階がその段階なんですかと。これは難しいので、ぜひそこは、特出しというか、ちゃんと校長のマネジメントの研修——研修という言い方は私は好きではない、育成だというところは、吉村さんがそういう意図でおっしゃったなら、私はぜひそこは特出ししてほしいというのが、2点目。

3点目が、これ、見逃していたら、すみません。これも指導課長のところかな。ウェルビーイングの指標というか、アンケートのところ、子どもたちだけじゃなくて、教職員も含めて、当たり前ですけど、ビジョンとアクションプランとかで、ウェルビーイングが肝ですから、ウェルビーイングのアンケートをとって、指標で見て、しっかり追いかけていくんだというところを、そこは、今それが動いているんだというところは、この事業評価のところへ入れていただきたい。これが3点目。

4つ目、これは次長と教育長に提案なんですけど、この事務事業概要って、今回、今年度こういうメニューをばあっと配りますね。品川区教育委員会、教育政策って、この間も教育長もおっしゃったし、私たちもそう思うんですけど、ほとんどの方はやっていますと。だけど、それが、あえて厳しく言うと、線とか、面じゃなくて、点になっている可能性がありますかと。

改革が早過ぎたということがあったりとか、教育長も三代替わったりしてという、それは悪いことじゃないんですけど。なので、これ、面でしっかりPDCAをモニタリングしていくべきだと思います。当たりのことです。ただ、それが縦割りになっていて、A課ではこういう報告がなされて、B課ではこういう報告がなされているんだけど、我々としては、一枚物で、柱が12個あったら、その柱ごとというよりも、これも提案なんですけど、例えば、学力の定着、これも結構報告はされますよね。

学力、市民科探究、子ども、教職員のウェルビーイングの指標、アンケート、不登校の実態、いじめ、特別支援、教職員の働き方改革、校長、副校長のマネジメント、ICT、英語、学校、地域、施設環境みたいなので、大体10個前後みたいなので、一枚物でモニタリングを、事業概要をしっかりと2月前後の評価をするときに、よし、いっせいのじゃなくて、これをしっかりと年二、三回程度、2月前後が仮に年度末前後で最後ならば、その中で2回ぐらい、我々として、大きな資料とか、学校現場にわざわざ聞く必要はないので、僭越ですけれども、集めてもらって、こういう感じで今進めているんです、課題感はどうです、でも、ここは実は全部うまくいっているんですということがあれば、我々も分かりやすい。

ですので、一旦、細かなところは結局は課に聞かないといけないと思うんですけど、柱の中の12個だったり、10個だったり、8個だったりというのは、どういうふうに今進んでいるんだっけというのを、定期的にモニタリングをやっていただくことで、多くの事業、かなり広いところでたくさんの方をやってるので、それが一覧化されるというのがいいと思います。

すみません、4点、多くなりましたけど、以上です。

【教育長】 すみません、今、濱松委員の御質問は、この事務事業概要の内容というよりも、教育委員会の事業、取組の進め方、どちらかというと教育ビジョン、アクションプランに沿った各事業の進め方についてかなと受け止めております。

【濱松委員】 4点目はそうです。

【教育長】 最後の4点目ですね。最後の4点目については、この事務事業概要の性格とは少し異なってくる視点になってきていると思います。もちろん、アクションプランについては、PDCAを回していくということで従前御説明をしていますので、そのやり方について、今御意見をいただいたという捉え方でお答えさせていただいてよろしいでしょ

うか。

【濱松委員】 はい、4点目については、それで問題ありません。

【教育長】 では、1から3点目までは、この事務事業概要の中での載せ方、在り方ということで、最後の点については、アクションプランのPDCAということで、お答えをお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 私のほうから、1点目でございますけれども、資料の62ページに資料ということで、教育予算に係る教育費の構成比であったり、それから予算の推移であったりというところです。

教育費の内訳につきましては、資料という性質もございますので、具体的には学校管理費の部分かと思われそうですが、これ、確かに御指摘のとおり、教育予算の中に占める、学校改築、こういったハード整備に係る予算、投資的経費というところはかなりウェートが大きいものですから、この辺り、参考として数値をお示しすることで、全体の教育予算のかけ方というのがより明確になるようにというところで、次年度の表記のほうから、お預かりをさせていただいて、検討して、そのように進めていければというふうに考えます。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 いずれも御指摘のとおり、やっている、進めているけれども、記載を特に取り出しては行っていなかったということで、ぜひそういうところに力を入れてやっているんだとことは、36ページにいずれも入ると思うんですけれども、教職員研修のところ、管理職のマネジメント力の向上を図っていくということで書けるかなと思います。

36ページの一番下の品川区の教育に関する評価というところにおいて、ウェルビーイングの視点に重点を置いてというような記載はできたかなというふうに考えますので、いずれも私どものほうでもお預かりをさせていただくということで、お願いいたします。

【教育長】 アクションプランの振興管理について今どのように考えているか、御説明をお願いします。

教育次長。

【教育次長】 濱松委員から御質問いただきました、PDCAを回してどういうふうに見え成果が見えるようにしていくかという部分でございます。この部分については、当然ながら、区民、保護者の方、あるいは子どもたちも含めてですけれども、どういうふうに見えるか、我々自身の進捗管理として、きちんと予定を立てているものが実際にどう進んでいくかというところについて、これは大事な御指摘だと思っております。

これについては、今内部で検討を始めております。我々自身の進捗管理の方法としてどういうやり方がいいのか、あるいは、その見せ方として分かりやすくなるかというところを、いろいろ検討しておりますので、どういうふうに報告するかというのは、またこの教育委員会の中でも議論させていただきたいと思っております。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。全て分かりましたというか、ありがとうございます。

本当は、民間はダッシュボードとかを作っているぞとかって言おうと思ったんですけど、

またそれだと、誰が作るんですかとか、見やすくはなるけど、デジタルで本当にそれで使われるんですかというふうになるので、繰り返しますけれども、既にいろいろ、特に次長、皆さんも含めてですけど、コ・クリエーションのオープンイノベーションとかをされたと思うので、しっかりこの見やすさ、分かりやすさ。適時に見られるように、それを決して我々は当たり前のことなんですけど、駄目出しをしたいのではなくて、よりよくなるにはどうすればいいかと。

私はいつも言うんですが、通信簿だったり、通知表というか、健康診断書みたいなので、何か悪くなりそうだったら、こうしましょうねになるでしょうし。その上で、なぜこのタイミングで、私があえて今回、4番目のことを話したかという、これを年度途中で言っても、それは2月にまた来年度となるので。このタイミングで、今日話すべきじゃないとは思いますが話したので、そこは適切なタイミングでまたお話しできるかと思っております。簡単なやり方で結構ですから、やればいいのかと思いました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

吉原委員。

【吉原委員】 教えていただきたい点がありまして、2ページの基本方針のところです。2番の確かな学力の育成の下の方、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、学校に入る前の子どもたちの置かれている状況は幼稚園、保育園、いろいろありまして、それぞれ民間、区立、いろいろあるんですけれども、属している集団によって、情報の上がり方とかは異なってくるものなんでしょうか。区立の場合と、私立の場合とで、気になるお子さんについての情報の上がり方というところに差があるのか、あるいは、どういう方法で学校側に上げられているのかということをお教えいただきたいです。

【教育長】 今回の御質問は、特に幼稚園・保育園から義務教育、小学校に上がるときの気になる子どもについての情報がどう共有されているかということによろしいですか。

【吉原委員】 そうです。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 いわゆる区立と民間によって、運営主体が異なることによって、いわゆる支援が必要だと思われるお子様に関する情報が上がってくるものの差異があるかどうかということについてなんですけど、端的に申し上げますと、やはり区立のほうがより上がってきやすい傾向があると。

それは、区組織というところであるところはあるんですが。ただ、民間の幼稚園・保育園につきましても、基本的には私どもが保育施設運営課ですとか、関係する所管と連携しまして、そういった私立の運営主体の方々、園長先生、あとは実際の教員の先生方に対して、就学相談ですとか、特別支援教育について、研修ですとか、説明会を行っております。

特に来月の6月1日から就学相談の実施が始まってくるところなんですけど、そういった意味では、まさにこの4月、5月というタイミングも利用して、こういった特別支援教育全体、あとは、就学相談という手続等についてきちんと御案内をして、その中で園から実際に頂くのは、実態把握表と言われる、お子さんの特性ですとか、状況について園に書いていただく資料というのがございますので、区立、私立、同じものを使っておりますけれども、そちらを使って情報を上げていただくような取組を行っております。

私からは以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 学校のほうでも、1年生の学級編制、非常にデリケートなもので、確かな情報に基づいて行いたいということで、教員たちがこの園と、この園と、この園から来ると分かった時点で、園のほうに赴きまして、入ってくる子どもたちの状況を聞き取って、情報を集めるようなことを取り組んでおります。

以上でございます。

【教育長】 吉原委員。

【吉原委員】 ありがとうございます。そうすると、就学相談と、先生方が出向いて行って情報を得てくるという、この2つ。あとは、園の先生からの情報提供と、このようなところで小学校をスタートしていくというふうに解釈してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

それでは、令和8年度教育委員会事務事業概要については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項1、令和8年度新入学学校別増減要因一覧について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私より、令和8年度新入学学校別増減要因一覧について、御説明を申し上げます。

資料につきましては、教育委員会資料5を御覧ください。本資料につきましては、2ページで作成しております。初めに、小学校・義務教育学校（前期課程）の新1年生、次のページが、中学校・義務教育学校（後期課程）の新7年生の増減要因をまとめたものでございます。学校ごとに、令和7年10月1日の住民基本台帳の通学区域内の児童生徒数が、実際に4月に入学するまでにどのような要因で、最終的に入学が決まったかということを示しているものでございます。

なお、一番右の入学者数につきましては、4月1日現在の人数で作成しております。

それでは、まず小学校・義務教育学校（前期課程）の新1年生について御説明いたします。表の見方でございますけれども、左側の校名の横が、令和7年10月1日現在のそれぞれの通学区域内の住民登録上の入学予定人数になります。その右側から、増要因がそれぞれ記載をされております。増要因の一番左の学校選択実績（a）につきましては、学校選択でほかの通学区域から希望申請され、実際に入学された児童数になります。希望申請したけれども、入れなかった児童については、こちらにも入っておりません。そのほか、指定校変更、区域外就学、転入等、それぞれの要因の数を記載しております。アルファベット（a）から（e）までの合計が増要因の小計、こちら大文字のBになります。

続きまして、減因、減の要因がそれぞれ記載をしております。減要因の一番左、学校選択実績（f）につきましては、学校選択でほかの学校を希望申請され、実際に入学された人数になります。その右の国公立、私立は、それぞれ区立学校以外の学校に入学された人数となります。その他、指定校変更、区域外就学、転出等、それぞれの要因を記載しております。fから1までの合計が減要因、小計、Cとなります。こちらは、最終的な入学

者数が一番右の令和8年4月1日入学者数、Dになります。

品川区立学校の合計でございますけれども、令和7年10月1日現在の入学予定者数が3,141人、希望申請で入学された方は474人、最終的に品川区立学校に入学された方が2,901人となります。

続きまして、中学校・義務教育学校（後期課程）の新7年生でございます。表の見方につきましては、基本的には、小学校・義務教育学校（前期課程）と同じでございますけれども、中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、義務教育学校学区外進級数ということで、増要因におきましては、b、減要因についてはhという項目があります。

義務教育学校につきましては就学期間が9年でございますので、前期課程に就学されている方は、通学区域外であっても、そのまま後期課程に進級することができます。この項目につきましては、前期課程6年生に通学区域外から何人いるか等をまとめたものになります。こちらはb、h共に148人となっております。

合計数につきましては、10月1日現在の区内の登録者数が3,137名、希望申請の入学者数が180名、そして、最終的に品川区立学校に入学された方が1,804名となります。

私からの報告は以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村教育長職務代理人。

【吉村教育長職務代理人】 ありがとうございます。後期課程のほうなんですけど、例えば減要因のところの国公立と私立、合わせると1,300人ぐらいですか。これは、1,300人ぐらいが区立中学校以外に行ったということですよね。大体40%ぐらいかな。これって例年と比べるとどうなんですか、増えてきているのか、それとも大体横ばいなのか、教えてください。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 直近5年程度で見えていきますと、令和8年度は割合にすると41.6%、令和7年度は、同じく41.6%、令和6年が40.5%、令和5年度が38.5%、令和4年度が38.8%、中長期的には増えてはいるんですけども、この直近二、三年ぐらいだと、ほぼ横ばいという形となっております。

【教育長】 吉村教育長職務代理人。

【吉村教育長職務代理人】 ありがとうございます。大体横ばい、若干増という感じですかね。区立中学校、一生懸命頑張っている学校はいっぱいあるし、うちは小中一貫もやっているということで考えれば、この割合をもう少し減るように頑張ることが大事なのかなというふうには、前々から思っていますけど、これは家庭の方針もありますから、一概には言えませんが。

でも、大体、横ばいで、4割前後で動いているということですね。分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。学校選択実績のところ、ぱっと見ですごく多いところが幾つか、出ているほうがすごく多いところと、入っているところがすごく多い

ところがあると思うんです。学校改築が多分すごい一番大きい要因だとは思いうんだけれども、それ以外の要因で、去年はそうでもなかったのに、今年急に変わったみたいなのところがあるとしたら、教えていただければなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 委員御指摘のとおり、学校選択においては学校改築などがとても大きな要因であると思います。あとは、例えば城南第二小学校については、それ以外のところに行きたいというようなことが、減要因としてそれなりにあるんだけれども。例えば、学校選択ではほかの学校を選んだということに関しては、アンケートで個別の学校について求めているものではないので、それぞれの選択の結果なのかなというふうには受け止めているところです。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。何回か、多分毎年言っているかなと思うんですけど、できれば各学校で、どうして選んだんですか、どうして前の学校を選ばなかったんですかというところを、もちろん個人とは絶対ひもつかない形で構わないので、集計していただけると、参考にして、教育方針とか、品川区の保護者の方がどういったものを求めているのかとか、ふわっと想像できるようになってくるのではないかなと思うので、できれば、そういうふうに調べていけるようになるといいかなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。濱松委員。

【濱松委員】 私も、学級編制のところと、学校選択制の関係のところを聞きたいんですけど、理解不足だったら、また後で指摘してください。学校選択制は、品川の学校、教育政策の中で大きな柱の1つだった、あるいは1つやっていることだと思いますと。

だからこそ、校長のアップデートがさらに必要ですとか、義務教育学校があつてとか、いろいろな取組の中の1つだと、つながっていると思うんです。やっぱり人気校に希望が集中して、選択しようと思っても、そもそも選択の体がないとか、先ほどの稲垣さんのところとも重複するんですけど、何でこの学校を選んだんだっけというところと、あるいは離れたんだっけというところが、中々そういうローデータが、一次データが、名前は置いておいて、ひもつかないと、通信簿、健康診断書を見ようと思っても、誰がどういうふうに判断するんだというふうになっちゃう。

あえて極論を言うならば、学校選択って、あるというけど、この二十数年の中でなかなか機能していないんじゃないかという言い方もできなくはないと思うんです。じゃあ、すぐ直しますとかじゃないんですけど、その辺り、学級編制と学校選択制の関係だったり、学校選択制の在り方みたいなものって、こういうデータで結構この数年、こういうふうな方向性なんじゃないかみたいなことってあると思うんです。子どもたちがそもそも品川区で増えていっているということも含めて、その辺りってどういうふうに見られているのかなと、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 確かに委員御指摘のとおり、学校選択制というものは、そもそも教育改革「プラン21」の狙いである教職員の意識改革ですとか、学校教育の質的転換のために実施された施策であります。これは、各これまでの経過とともに、様々な課題を抱えてき

ているというふうには認識をしております。申請率のところを見ると、これまでなんですけども、小学校については全体の人口の中で大体20%ぐらいの方が、中学校についても大体それぐらいの方が利用されているというふうなところになります。

先ほどの稲垣委員のアンケートについても、マクロの意味で、どういうふうな念頭でそもそも申請をされているのかということで、例えば教育活動に魅力があるとか、友人関係があるとかというふうな意味で、選択の幅を設けることそのものは必要であると思います。

あとは、就学人口がここ数年かなり増えている部分があるので、どうしても選択をしたくても、受入れ枠がないという課題はあるとも認識をしております。これに関しては、就学人口推計などをこれから一つ一つ行う中で、出生数自体がかなり減ってきている部分があると思います。今、例えば中学校がかなり多くなっている現状ではあるんですけども、かなり広いスパンで考えると、人口が減ってくる中で、また選択肢が広くなる可能性も、今後は示唆されるというふうに出てくると思います。

こういったマクロの状況も踏まえた上で検討していく必要があるのかなというふうに、今課題としては認識しているところです。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。中長期でそうなっていくんだろうなと思いながら、新しくどこか選びたい人、まさにそのとおりなんですけど、中長期と言われても、あと20年たてば、2040年頃になれば、2035年で、あと約10年から20年待てば、こうなりますから落ち着きますよと。

20年、無理なことを聞くかもしれないですけど、その中の10年、20年どうしていくかというのは、改築のあれもそうですけど、その辺り、どうしたらいいのかなというのは困りますよね。品川区としても、今何か考えていることを言ってくださいというよりも、どういうふうに考えればいいのかというのは、ずっと我慢してください、我慢してくださいと。ちょっとタイミング的にすみませんねというのでは、なかなか難しいと思うので。

そこは、白黒ははっきりするやり方も1つですし、あえてこれは言うというのも1つですから、そこは変に期待を持たせ過ぎてというのよりは、何か違う、しっかり言うというのもありなのかなとか思って、その辺りいかがですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 最新のデータですと、令和5年に実施しました学事制度審議会のときに、就学人口のピークというものをそれぞれ出しております。小学校・義務教育学校（前期課程）については、令和19年度、中学校・義務教育学校（後期課程）であれば、22年度に就学人口のピークを迎えるというふうに推計をしております。

ただ、そのときの推計というのは、当然、令和5年4月1日段階の品川区の人口推計に基づくものになります。今、私のほうでできることというのは、例えばそれと今の人口の差分でどれぐらいかというふうなところをとっているんですけども、それは当時の推計より、結構乖離が出てきているなど。

なので、先ほどマクロとは申しましたけれども、比較的この後、状況がどう動くかというのはかなり注視していかなきゃいけないというこの視点と、あと、今今入学しようとしている人にとってみれば、10年後どうなるという話よりも、今というふうな目線があります。この2つの視点については、それぞれ受け止めながら事務を進めていきたいなとい

うふうには考えています。

【教育長】 ほかにございますか。では、令和８年度新入学学校別増減要因一覧については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第４、その他、令和８年７月行事予定について説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和８年７月の行事予定について御説明いたします。資料の８をお願いいたします。

７月につきましては、７月１４日、火曜日、それから２８日の火曜日、いずれも１４時から、第２、第４火曜日、定例会といたしまして教育委員会を予定しておりますので、この点につきまして、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

では、令和８年７月行事予定については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

—— 了 ——